



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.199 2018年10月18日

インドネシア：未納の年金の納付義務に関する庁通知発令

インドネシア特許庁は2018年08月16日付の通知(Circular)で、すべての特許権者を対象に、旧法下で「積極的放棄手続を行わずに未納となっている3年分の特許年金の債務」を6ヶ月以内(2019年02月16日まで)に納付するよう要求しました。

もし上記期限までに納付しない場合、納付を行うまでは同一特許権者からの新たな出願を受け付けないとしています。

これから同国に特許出願をしようとする場合は、念のため、早急に過去の「積極的放棄手続を行うことなく放置した特許の有無」をご確認下さい。

(出典: Am Badar & Partners)